



島根県報

平成20年5月9日(金)

号外第79号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則(規則第50号)

1 規則の概要

知事に属する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

- (1) 感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものへの報告の徴収又は質問の実施及び健康状態に異状を生じた者への質問又は調査の実施
- (2) 新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び協力の依頼
- (3) 新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び協力の依頼

2 施行期日

平成20年5月12日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月9日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第50号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項中第24号を第27号とし、第23号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

26 第50条の2第1項の規定による新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び同条第2項の規定による協力の依頼

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項中第22号を第24号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

20 第44条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び同条第2項の規定による協力の依頼

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 第15条の3第1項の規定による感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものへの報告の徴収又は質問の実施及び同条第2項の規定による健康状態に異状を生じた者への質問又は調査の実施

附 則

この規則は、平成20年5月12日から施行する。